

編集発行人 株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901  
株式会社FPシミュレーション 代表取締役・税理士 三輪 厚二 TEL:06-946-8011

### 結婚して20年経ったら妻へ財産を分けよう

Q: 妻に自宅の一部を贈与しようかと考えています。配偶者への贈与については特典があると聞きましたが……。

- A: ①婚姻期間が20年以上の夫婦間の贈与で、  
②居住用不動産か居住用不動産の取得資金の贈与を受け、  
③贈与を受けた年の翌年3月15日までに実際に居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであること

の要件を満たす贈与については2,000万円の配偶者控除の特例が適用されます。贈与税には基礎控除60万円があるので、合わせて2,060万円分が無税で贈与できるようになります(ただし、必ず贈与税の申告は必要です)。

贈与は、将来の相続税課税に備えて財産の分散を図る意味で有効ですし、将来、譲渡した場合には居住用財産の特別控除(最高3,000万円)が夫婦それぞれで受けられるので、所得税が減少するというメリットもあります。また、贈与税の配偶者控除の適用から3年以内に贈与者が亡くなっても、相続税の課税価格に加算する必要もありません。

このほど今年路線価の公表があり、昨年よりも全国平均で約16%ほど下がっています。バブル時代に贈与を行った夫婦よりも、多くの土地を贈与することができます。熟年夫婦の方は一度検討されてはいかがでしょうか。

